

## 人文社会科学部研究科（一貫制博士課程）哲学・思想専攻学位論文審査基準

### （審査体制）

- （１） 専門委員会委員（審査専門委員）のうち、少なくとも主査１人（研究指導）と副査２人（研究指導または授業担当）の合計３人は、当該審査研究科教員会議の構成委員から指名するものとする。
- （２） 当該審査研究科に所属する審査専門委員のうち少なくとも１人は、博士の学位を有する者であるものとする。
- （３） 当該審査研究科に所属する専門委員のうち少なくとも１人は、審査専門委員会解散後引き続き１年以上にわたって当該審査研究科教員会議構成員の研究指導担当教員であるものとする。
- （４） 本学教員で博士課程研究科の授業担当教員でない場合にも、当該学位論文審査に不可欠であると認定される場合には、その者を審査専門委員会の副査に加えることができる。

### （評価項目）

- ① テーマ・研究の意義：関連領域の研究動向や先行研究の把握に基づいて、適切なテーマが設定され、当該研究の意義や位置づけが明確にされていること
- ② 方法論：当該研究の遂行にとって適切な研究方法が自覚的に提示されていること
- ③ 構成・展開：哲学・思想分野の特定の課題に関する研究として、一貫性を有し、適切な構成、緻密な論理、明快な論旨をもって論述されていること
- ④ 独創性・学術的貢献：哲学・思想研究の発展に学術的に寄与するオリジナルの研究成果が含まれていること
- ⑤ 研究倫理：文献や資料の引用、個人情報の取り扱い等が適切に行われており、研究倫理が遵守されていること
- ⑥ 形式・体裁：学位論文に相応しい形式・体裁を具えたものであること

### （評価基準）

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達していると認められるものを、最終試験又は学力の確認を経た上で、合格とする。